

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年7月3日

【会社名】 株式会社 山陰合同銀行

【英訳名】 The San-in Godo Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 石 丸 文 男

【本店の所在の場所】 島根県松江市魚町10番地

【電話番号】 0852-55-1000

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 井 田 修 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋兜町15番6号
株式会社山陰合同銀行東京支店

【電話番号】 03-3669-0211

【事務連絡者氏名】 東京支店長 塚 本 正 志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社山陰合同銀行鳥取営業部
(鳥取市栄町402番地)

1【提出理由】

2019年6月25日開催の当行第116期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2019年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき 19円00銭

総額 2,974,601,924円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月26日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別段積立金 5,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行う。併せて、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に定める責任限定契約の締結を可能とするべく所要の変更を行う。

また、上記変更に伴い、条数の整備等の所要の調整を行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)8名選任の件

久保田一朗、石丸文男、山崎徹、杉原伸治、今若康浩、多胡秀人、田部長右衛門、倉都康行を取締役(監査等委員である取締役を除く)に選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

吉田孝、宮内浩二、河本充弘、今岡正一、足立珠希を監査等委員である取締役に選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

丸山創を補欠の監査等委員である取締役に選任する。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)の確定金額報酬額を、年額2億5千万円以内(うち社外取締役分は年額3千万円以内)、同じく業績連動報酬枠を、確定金額報酬とは別枠で、親会社株主に帰属する当期純利益(連結)を基準として最大年額9千8百万円以内(うち社外取締役分は年額1千4百万円以内)とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額8千5百万円以内とする。

第8案議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く)に対する株式報酬額を、第6号議案で決議した報酬額とは別枠で、以下<制度の概要>の通り設定する。

<制度の概要>

当行が拠出する金銭(1事業年度あたり総額2億円(うち取締役(監査等委員である取締役を除く)分として1億円(うち社外取締役分として1千万円)、執行役員分として1億円)を上限とする)を原資として、当行株式が信託を通じて取得され、取締役(監査等委員である取締役を除く)および執行役員に対して、退任時に当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式および当行株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が、信託を通じて給付される株式報酬制度。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成比率(%) (注)4
第1号議案 剰余金の処分の件	1,191,563	1,395	0	(注)1	可決 99.88
第2号議案 定款一部変更の件	1,189,096	3,860	0	(注)2	可決 99.67
第3号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く) 8名選任の件					
久保田 一郎	1,048,298	144,655	0	(注)3	可決 87.87
石丸 文男	1,082,966	109,986	0		可決 90.78
山崎 徹	1,097,626	95,330	0		可決 92.00
杉原 伸治	1,183,637	9,319	0		可決 99.21
今若 康浩	1,184,152	8,804	0		可決 99.26
多胡 秀人	1,081,055	111,901	0		可決 90.61
田部 長右衛門	920,406	272,549	0		可決 77.15
倉都 康行	1,191,507	1,450	0		可決 99.87
第4号議案 監査等委員である取 締役5名選任の件				(注)3	
吉田 孝	1,170,333	22,621	0		可決 98.10
宮内 浩二	1,173,777	19,177	0		可決 98.39
河本 充弘	1,021,839	171,112	0		可決 85.65
今岡 正一	1,079,484	113,467	0		可決 90.48
足立 珠希	1,085,170	107,781	0		可決 90.96
第5号議案 補欠の監査等委員で ある取締役1名選任の 件					
丸山 創	1,191,624	1,333	0	(注)3	可決 99.88
第6号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く)の 報酬額設定の件	1,124,340	68,617	0	(注)1	可決 94.24
第7号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	1,189,399	2,538	1,020	(注)1	可決 99.70
第8号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く)に 対する株式報酬額設 定の件	1,036,958	155,996	0	(注)1	可決 86.92

(注)1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4 賛成比率は出席した株主の議決権の数(事前行使分及び当日出席分(途中退場した株主の議決権の数を含む))に対する割合。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上